

練馬区告示第 45 号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成 14 年法律第 78 号）第 34 条第 1 項の規定により、石神井公園団地マンション建替組合の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、つぎのとおり告示する。

令和 7 年 1 月 22 日

練馬区長 前 川 耀 男

- 1 組合の名称
石神井公園団地マンション建替組合
- 2 施行マンションの名称およびその敷地の区域
名称 石神井公園団地
敷地の区域 練馬区上石神井三丁目 127 番 1、同番 3、同番 8、同番 9、同番 10、同番 12、同番 13、139 番 3、742 番 1
および同番 6
- 3 施行再建マンションの敷地の区域
練馬区上石神井三丁目 127 番 1、同番 8、同番 9、同番 10、同番 12、同番 13、同番 16、同番 17、同番 22、同番 24、146 番
7、167 番 6、742 番 6 および同番 14 （計 14 筆）
- 4 事業施行期間
令和元年 12 月 25 日から令和 7 年 3 月まで
- 5 事務所の所在地
東京都中央区八重洲一丁目 4 番 16 号 東京建物株式会社内
- 6 設立認可の年月日
令和元年 12 月 25 日
- 7 事業計画の変更の認可の年月日
令和 7 年 1 月 20 日